

## 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年10月1日から令和11年9月30日までの8年間

2 内容

目標1 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設定する。

<対策>

- ・令和3年10月～ 相談窓口の設置について検討する。
- ・令和4年4月～ 相談員の研修を実施する。
- ・令和5年1月～ 相談窓口の設置について社員へ周知する。
- ・令和6年1月～ 社内広報にて、相談窓口について社員へ周知する。
- ・令和7年1月～ 社内広報にて、再度、相談窓口について周知する。

目標2 年次有給休暇の取得率60%以下の社員をゼロにする。

<対策>

- ・令和3年10月～ 年次有給休暇の個人別取得状況を把握する。
- ・令和4年4月～ 取得状況を踏まえ、取得を阻害する課題や問題点を洗い出す。
- ・令和4年6月～ 目標達成に向けた対策を立案し、計画的取得を促進するために管理職教育並びに、社内広報を実施する。
- ・令和5年1月～ 有給取得状況を定期的に確認し、取得率の低い場合は、管理職及び上司から有給休暇取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分についての見直しを実施する。
- ・令和6年1月～ 有給休暇の取得状況を把握し、社内広報を通じ、取得促進を図る。

目標3 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年 8月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和6年11月～ 制度に関するパンフレットの配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知
- ・令和7年 5月～ 社員に再度周知を図る